

I 利用者のために

1 調査の目的

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

「6 用語の解説「農林業経営体」」の規定に該当するすべての農林業経営体を対象としている。

3 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

農林水産省－都道府県－市町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

5 数値について

(1) この報告書は、平成22年1月26日に公表した「農林業経営体調査結果の概要（概数値）」を更に詳細な審査を行って集計した結果であり、数値は概数値である。

(2) 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(3) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」…… 単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「—」…… 調査は行ったが、事実のないもの

「…」…… 事実不詳又は調査を欠くもの

「X」…… 秘密保護の観点から公表しないもの

なお、「X」は1又は2の調査客体に関する数値で、これをそのまま揚げると個々の調査客体の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の調査客体に関する数値であっても前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所は同様に秘匿としている。

6 用語の解説

【農林業経営体】

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

① 露地野菜作付面積：15アール

② 施設野菜栽培面積：350平方メートル

③ 果樹栽培面積：10アール

④ 露地花き栽培面積：10アール

⑤ 施設花き栽培面積：250平方メートル

⑥ 搾乳牛飼養頭数：1頭

⑦ 肥育牛飼養頭数：1頭

⑧ 豚飼養頭数：15頭

⑨ 採卵鶏飼養羽数：150羽

⑩ ブロイラー年間出荷羽数：1,000羽

⑪ その他：調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育

- 林又は伐採を実施した者に限る。)
- エ 農作業の受託の事業
 - オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

【農業経営体】

前ページの「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

【法人経営体】

前ページの「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。

【家族経営体】

前ページの「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。

【林業経営体】

前ページの「農林業経営体」の規定のうち、ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

【農家】

調査期日現在で、経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

【販売農家】

経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

【自給的農家】

経営耕地面積が30アール未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

【農事組合法人】

農業協同組合法に基づき、農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

【株式会社】

会社法に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

【合名・合資会社】

会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。

【合同会社】

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

【相互会社】

保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

【農協】

農業協同組合法に基づき、農業協同組合、農業協同組合の連合組織が該当する。

【森 林 組 合】

森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

【その他の各種団体】

農業災害補償法に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第3セクター）もここに含める。

【地方公共団体・財産区】

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。

財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

【個人経営体】

1ページの「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない）。

【単 一 経 営】

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

【準単一複合経営】

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

【複 合 経 営】

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

【経 営 耕 地】

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

【借 入 耕 地】

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

【貸 付 耕 地】

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

【耕 作 放 棄 地】

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地をいう。

【主 業 農 家】

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

【準 主 業 農 家】

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

【副 業 的 農 家】

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家をいう。

【農 業 専 従 者】

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

【専業農家】

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

【兼業農家】

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

【兼業従事者】

調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。

【第1種兼業農家】

農業所得を主とする兼業農家をいう。

【第2種兼業農家】

農業所得を従とする兼業農家をいう。

【生産年齢人口】

15～64歳の者をいう。

【農業従事者】

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

【農業就業人口】

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

【基幹的農業従事者】

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。

(参考) 概念図

区 分			仕事への従事状況				
			農 業 の みに 従 事	農 業 と そ の 他 の 仕 事 の 両 方 に 従 事		そ の 他 の 仕 事 に 従 事	仕 事 に 従 事 し な かつ た
				農 業 が 主	そ の 他 の 仕 事 が 主		
ふだんの 主な 状態	仕 事 が 主	主に自営農業	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 基幹的農業従事者 農業従事者 農業就業人口 </div>				
		主に他に勤務					
		主に農業以外の自営業					
	家事・育児						
	学生（研修を含む）						
上記以外							

7 問い合わせ先

米沢市企画調整部総合政策課 統計調査担当

(TEL 0238-22-5111 内線 2807、2808)